

延喜鈔本玉篇背書皇大神宮禰宜補任次第  
譜圖帳皇大神宮禰宜補任次第

解

說



延喜鈔本玉篇背書皇大神宮禰宜補任次第  
譜圖帳皇大神宮禰宜補任次第

解 說



延喜鈔本玉篇背書皇大神宮禰宜譜圖帳、皇大神宮

禰宜補任次第解説

神宮文庫所藏の「皇大神宮禰宜譜圖帳」并「皇大神宮禰宜補任次第」一卷は、皇大神宮正員禰宜家の一なる荒木田姓藤波家の舊藏にして、明治の中頃神宮司廳に購入せられ、神宮文庫の架藏する所となりたるものなり。舊藏者たる藤波家は俗に大藤波と云ひ、内宮御造營の作所を世襲したるを以て、内宮作所藤波家とも稱す。同家の藏書の主要なるものは、藤波家神書目録

江戸時代初期  
藤波氏昇遷な

らんか、天和二年九月龍の尙舎書寫の奥書あり。に見ゆるもの百數十部あり、鎌倉時代以降の大

神宮古遷宮記の原本若くは古寫本、神宮祠官の引付類、古文書、及び神道關係の典籍にして、氏顯、氏興、氏經、氏綱、氏秀、氏敦、氏晴、氏昇マ等、同門の人々の寫し傳ふるものの外、傍系なる藺田守晨等の書寫本をも併せ、何れも大神宮史の根本資料として最も貴重の集積たり。而して其の大部分は現今京都久邇宮家の御架藏遊ばさるる所にして、また一部分は神宮司廳の有に歸し、神宮文庫に收藏せらる。本書亦其の一に居る。

今、實物に就きて本書の體裁を見るに、卷子本一卷にして、楮紙、

高さ八寸八分、紙數凡て三十枚、第一紙は最も長き所にて長さ一尺二寸一分、第二紙以下は夫々一尺八寸六七分内外にして、見返を除き全長五十四尺二寸五分あり。而して幅六寸六分五厘ある澁引の表紙竹及び木綿紐付を付け、軸なし。表紙の外題には「皇太神宮禰宜譜圖帳」と表紙に直接墨書し、見返は美濃紙の白紙にして其の長さ表紙より稍長く八寸七分五厘あり。見返の左端に、

(朱筆)

(墨筆)

皇太神宮禰宜

正四位上荒木田氏憲



とあるは、舊藏者の自署にして、氏憲ヨシノは幕末の頃藤波氏を嗣ぎ、元

治元年九月三十日皇大神宮禰宜に補せらる。其の正四位上に  
敘せられたるは明治元年八月二十七日にして、四位以下に上下  
の階を止められたるは明治二年七月なるを以て、署名の年時略  
明らかなり。其の右方に「林崎文庫」なる長方形朱印横二寸五分  
縦六分強を

捺す。即ち本書が神宮司廳に購入せられたる後、林崎文庫に於  
て保管せられたるものなる事を示せり。但しこの見返は近世  
のものなる事紙質によりて判然たり。右の外破損の個處の裏  
に見返と同紙質の紙片を貼りて修理を加へたる處々あり。本  
書は延喜鈔本玉篇第廿二卷を反用し、其の背面に皇大神宮禰宜



譜圖帳及び延喜以後の補任次第を書寫したるものにして、玉篇の卷尾の背面を首として譜圖帳を書寫したり。舊藏者に於て祠官の系譜を重んずるの故を以て譜圖帳を表面とし、玉篇を裏面として表装せり。而して本書は桐箱に收めて保存せられ左記の箱書あり。

皇大神宮禰宜譜圖帳 德治二年書

背面

玉篇卷第廿二 顯野王著 延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書

玉篇は梁の顧野王の編する所、全篇三十卷、而も支那に逸して其の零本獨り我國に存せり。現存せるもの左の七卷にして、本書亦其の一に屬す。

(一) 卷第八心部の一部份 藤田古梓堂文庫所藏

(二) 卷第九言部—幸部(中間脱落二箇所あり) 早稻田大學所藏

卷第九冊部—欠部 福井貞明氏所藏

(三) 卷第十八之後分放部—方部 男爵藤田平太郎氏所藏

(四) 卷第十九水部の一部份 男爵藤田平太郎氏所藏

(五) 卷第廿二山部—宀部 神宮文庫所藏

(六) 卷第廿四魚部の一部分

京都府大福光寺所藏

(七) 卷第廿七糸部—素部

京都府高山寺所藏  
滋賀縣石山寺所藏

本書は即ち玉篇第廿二卷山部第三百四十三より六部第三百五十六に至る迄を完存す。凡十四部六百三十一字、天地に七寸一分五厘内外の高さを以て淡墨の欄を設け、毎行七分乃至九分の幅を以て豎罫を施し、毎紙概ね二十三行、各行註の字數十八字乃至二十二字を書寫す。卷首紙端に印文「房」字の如く見ゆる長方形朱印横一寸一分七厘 縦一寸二分三厘を、紙の上部と中程と下部との三ヶ所に捺したるもの左半分を存す。卷末には「延喜四年正月十五日收爲典

藥頭宅書と署し、此の識語にかけて前記の朱印三顆を捺す。これによりて書寫の年時明らかなり。また紙背紙の繼目二箇處（補任次第の末尾に當る）に **准** **室** **平** の如き字體をなせる押縫を記せり。こは恐らくは延喜當時のものなるべし。

曩に明治十七年（清國光緒十年）六月清國公使黎庶昌、久邇宮家に玉篇を御秘藏遊ばさるるを聞き、知恩院方丈徹定を介して本書の摸本の影寫を得て、古逸叢書續收原本玉篇に收めてこれを刊刻せり。後又明治二十九年十月神宮司廳に於て本書を影寫刊刻したり。共に世に行はると雖も、未だ必ずしも筆寫の舛訛

なき能はず。今回の複製を以て初めて間然する所なしと謂ふべし。

皇大神宮禰宜譜圖帳は玉篇の紙背に、其の卷尾を首として紙數四枚に、各行概ね二十字内外を書寫したり。其の年代は、後述の補任次第の條に述ぶるが如く、恐らくは後二條天皇の御代徳治二年の頃なるべし。

本書は延喜七年九月十七日、皇大神宮禰宜荒木田神主莖貞及び前禰宜荒木田神主徳雄等を始めとして、荒木田氏人祠官十一人の連署を以て神祇官に注進する所なりとす。但し本書の形

式を見るに、原本の體裁を正確に傳へしものにあらざるやの疑あり。且その内容に於ても記紀以下の神典と傳を異にし、又神宮所傳の舊記と矛盾する處なきにあらず。従つて本書の成立に就きては尙後考を俟つべきもの多しと雖も、荒木田氏の出自を記してもと大貫連と稱し、成務天皇の御代最上といふもの、大神の朝御饌夕御饌料三千代の御田を治開供奉りしにより、荒木田神主の姓を賜へるの由を載する如きは同家傳來の古説を傳ふるものとして、最も注意すべき史料と云はざるべからず。

皇大神宮禰宜補任次第は皇大神宮禰宜譜圖帳の末尾に附載

し、前書に續きて凡て二十六枚の中、二十五枚に書寫せられ、卷尾の一枚は空白となせり。行數字詰等書寫の態概ね譜圖帳に同じきも字詰稍密なる所あり。書出しには「補任次第延喜以後」と標記し、「禰宜從五位下荒木田神主莖貞」以下「禰宜從四位上經延」に至る代々の皇大神宮禰宜の補任を類聚し、所載年數延喜六年より德治二年に至る四百二年に及ぶ。

本書は何人の編纂にかかるか明らかならず。但し内容の繁簡精粗一樣ならず、前後體裁の統一を闕く所あるを以て見れば恐らくは同一人の手にて一時に編纂せられたるものに非ざる

を思はしむ。而して書寫の年代に就きては、最尾の禰宜を徳治二年十一月補任の經延とし、延慶二年三月補任の泰朝を掲げざるより見て、本書は徳治二年以後延慶二年以前の書寫に係ることを知り得べし。本書所載記事の年代に於ける大神宮禰宜の補任を誌せるものに、類聚大補任、二所大神宮例文、二宮禰宜補任至要集、二所大神宮正員禰宜轉補次第記等の諸書あり。就中記事最も正確にして且詳細なる類聚大補任は其の半ばを逸し、今僅かに貞觀より天徳に至る迄と、治承より文永に至る迄との前後百九十五箇年を存するのみなるも、本書は四百年間一貫して



現存するを以て、大補任の闕失したる年代の禰宜補任の次第を  
詳かにし得る最も正確なる史料と云ふべきなり。豊受宮禰宜  
補任次第は本書と殆んど同種の編纂物にして、既に群書類從に  
收められて世に流布したれど、本書は未だ上梓の運に遭はず、今  
回の印行を以て初めて世に公にせられたるものなり。(終)

此書... 卷之... 第一... 第二... 第三... 第四... 第五... 第六... 第七... 第八... 第九... 第十... 第十一... 第十二... 第十三... 第十四... 第十五... 第十六... 第十七... 第十八... 第十九... 第二十... 第二十一... 第二十二... 第二十三... 第二十四... 第二十五... 第二十六... 第二十七... 第二十八... 第二十九... 第三十... 第三十一... 第三十二... 第三十三... 第三十四... 第三十五... 第三十六... 第三十七... 第三十八... 第三十九... 第四十... 第四十一... 第四十二... 第四十三... 第四十四... 第四十五... 第四十六... 第四十七... 第四十八... 第四十九... 第五十... 第五十一... 第五十二... 第五十三... 第五十四... 第五十五... 第五十六... 第五十七... 第五十八... 第五十九... 第六十... 第六十一... 第六十二... 第六十三... 第六十四... 第六十五... 第六十六... 第六十七... 第六十八... 第六十九... 第七十... 第七十一... 第七十二... 第七十三... 第七十四... 第七十五... 第七十六... 第七十七... 第七十八... 第七十九... 第八十... 第八十一... 第八十二... 第八十三... 第八十四... 第八十五... 第八十六... 第八十七... 第八十八... 第八十九... 第九十... 第九十一... 第九十二... 第九十三... 第九十四... 第九十五... 第九十六... 第九十七... 第九十八... 第九十九... 第一百...



